

議案第9号

飛騨市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部
を改正する条例について

飛騨市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改
正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年3月10日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

給料を支給される非常勤職員の補償基礎額を定めるための改正

飛驒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

飛驒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成16年飛驒市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1号を加える。

- (5) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により
実施機関が市長と協議して定める額

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の飛驒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

飛騨市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

| 現 行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>第1条～第4条 略 (補償基礎額)</p> <p>第5条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 議会の議員 議会の議長が市長と協議して定める額</p> <p>(2) 執行機関たる委員会の非常勤の委員及び非常勤の監査委員 市長が定める額</p> <p>(3) その報酬が日額で定められている職員 負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によって疾病が確定した日においてその者について定められていた報酬の額(その報酬の額が補償基礎額として公正を欠くと認められる場合は、実施機関が市長と協議して別に定める額)</p> <p>(4) 報酬が日額以外の方法によって定められている職員又は報酬のない職員 前号に掲げる者との均衡を考慮して実施機関が市長と協議して定める額</p> <hr/> | <p>第1条～第4条 略 (補償基礎額)</p> <p>第5条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 議会の議員 議会の議長が市長と協議して定める額</p> <p>(2) 執行機関たる委員会の非常勤の委員及び非常勤の監査委員 市長が定める額</p> <p>(3) その報酬が日額で定められている職員 負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によって疾病が確定した日においてその者について定められていた報酬の額(その報酬の額が補償基礎額として公正を欠くと認められる場合は、実施機関が市長と協議して別に定める額)</p> <p>(4) 報酬が日額以外の方法によって定められている職員又は報酬のない職員 前号に掲げる者との均衡を考慮して実施機関が市長と協議して定める額</p> <p><u>(5) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額</u></p> |
| 以下 略 | 以下 略 |

飛騨市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（案）要旨

1 改正の趣旨

給料を支給される非常勤職員の補償基礎額を定めるための改正

2 改正の内容

会計年度任用職員制度の導入に伴い、新地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第2号に掲げる職員（フルタイム会計年度任用職員）については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第1項を改正し、常勤職員と同様に、給料、手当及び旅費の支給対象であることが明確化された。

これに伴い、条例第5条において、報酬が日額で定められている職員の補償基礎額の規定に加え、給料を支給される職員の補償基礎額について常勤職員の公務災害補償に係る平均給与額の例によることとする規定を新たに整備するもの。

3 施行日 令和2年4月1日